

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

ページ  
一

号外(二) 令和六年三月二十九日

## 規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中、「同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和六年三月二十九日

令和六年三月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社